

奈良県教育委員会告示第八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項に基づき、指定技能教育施設の名称変更の届出があった。

令和四年十月二十八日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

一 指定技能教育施設の名称

アイエス学園 奈良学習館（奈良市芝辻町四丁目三番八号）

二 変更内容

名 称 の 変 更 前	名 称 の 変 更 後
アイエス学園 奈良学習館	リタ学園 奈良学習館

三 変更年月日

令和五年四月一日